

東京都市大学利益相反マネジメント規程

平成23年3月16日
制 定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京都市大学利益相反マネジメント・ポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づき、東京都市大学（以下「本学」という。）における産官学連携活動における利益相反を適正に管理することを目的とする。

(利益相反マネジメント対象者)

第2条 東京都市大学就業規則第2条に定める者（以下「教職員」という。）を対象とする。

(利益相反マネジメントの対象事項)

第3条 利益相反マネジメントは、次の各号に該当する場合を対象とする。

(1) 次のいずれかに該当する企業等があること。

ア 本学と共同研究、受託研究、技術指導、寄付金などにおいて契約関係等がある。

イ 本学に対して、製品又はサービスを提供する関係がある。

ウ 本学の研究成果の移転を受けたことがある。

(2) 前号の企業等と次のいずれかの関係にあること。

ア 同一企業等から合計して年間200万円以上の給与、原稿料等の収入又は物品、設備の提供等の便益の供与により個人的な経済的利益を得る場合

イ 同一企業等から公開株では発行済み株式総数の5%以上、非公開株では1株以上の個人的な経済的利益を得ている場合

ウ 同一企業から年間500万円以上の物品購入（業務委託含む）を行っている場合

エ その他研究活動に関し外部から何らかの便宜を供与された、又は供与されることが想定される場合

(利益相反マネジメントの判断基準)

第4条 産官学連携活動を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針として、次の事項を利益相反マネジメントの判断基準とする。

(1) 教職員が、本学における職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（個人としての狭義の利益相反）

(2) 本学が、本学の社会的責任に対して、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（大学<組織>としての狭義の利益相反）

(3) 個人的な利益の有無に係わらず、教職員が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（責務相反）

判断基準は、個別の事情に応じて判断することにより、多様な対応方法を可能とする取扱をする。

第2章 利益相反マネジメントの体制

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 本学における利益相反マネジメントに関する次の事項の審議等を行うため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 利益相反マネジメント・ポリシー等の制定及び改廃の検討
- (2) 利益相反問題の防止に関する施策の検討及び実施
- (3) 第11条の規定による自己申告書の内容の検討、評価及び調査
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利益相反に係る重要事項
(委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長又は学長の指名する者
 - (2) 研究委員会委員長
 - (3) リスク管理委員会委員長
 - (4) 総合研究所所長
 - (5) 産官学連携担当部署の長
- 2 委員長が必要と認めるときは、前項の委員以外の者を委員に加えることが出来るほか、外部専門家を利益相反アドバイザーとして委嘱し、助言を求めることが出来る。
(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。
(定足数)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(利益相反カウンセラー)

第9条 教職員の利益相反問題に関するカウンセリングを行うため、利益相反カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）を置く。

- 2 カウンセラーは、委員会委員が兼務するものとし、委員長が必要と認めるときは、外部専門家をカウンセラーとして委嘱することが出来る。
- 3 カウンセラーは、教職員から利益相反に関する相談があった場合は、カウンセリングを行うとともに、内容を委員長に報告するものとする。

第3章 利益相反マネジメントの手続き等

(教職員からの相談)

第10条 教職員は、産官学連携活動に伴い利益相反に関する疑義が生じた場合は、随時、カウンセラーに相談できるものとする。

(教職員からの自己申告)

第11条 教職員は、第3条各号に該当する場合は、別途定める産学連携活動に係わる自己申告書（以下「自己申告書」という。）を委員長に提出しなければならない。

(情報の調査、検討等)

第12条 利益相反に関する情報の調査、検討及び対処方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 委員会は、教職員からの利益相反に関する相談、自己申告書による情報及び必要な状況調査による情報について、ポリシー及び第4条に規定する判断基準をもとに利益相反に関する評価を行うとともに、必要に応じ、カウンセラーが該当する教職員に対しカウンセリングを行うなど、問題解決にあたる。

(2) 委員長は、必要に応じ委員会の審議内容について、学長に報告する。

(3) 教職員は、委員会の評価等に不服がある場合は、委員長への申し出により、委員会に再評価等を求めることができる。

(情報公開)

第13条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学内外に公表することにより社会等に対する説明責任を果たす。

2 委員会が許容し得ると判断した行為については、その行為に関する学外からの調査等に対して委員会が対応する。

3 委員会は、学内外への情報公開にあたって、教職員の個人情報の保護に留意するものとする。

(情報の取扱い)

第14条 委員会は、教職員からもたらされた利益相反に関する情報を適切に管理しなければならない。

2 委員会委員は、任務中に知り得た利益相反に関する情報を、任期中及び退任後も、他に漏らしてはならない。

(研修等)

第15条 委員会は、利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

(事務)

第16条 この規程に係る事務は、産官学連携担当部署が処理する。

第4章 雑則

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、研究委員会に諮り大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則 (平成23年3月16日)

この規程は、平成22年4月1日から適用する。